

【登録住宅性能評価機関】

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣の登録を受けて住宅性能評価を行う機関で、平成19年10月1日現在、全国で113機関（大臣登録32機関、地方整備局長等登録81機関）が登録されている。国土交通大臣の権限のうち、一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行うものに係る権限については、地方整備局長等に委任されている。

【日本建築評価協会株式会社】

- 登録番号 国土交通大臣登録第30号（登録は平成18年9月22日）
- 業務区域 日本全域
- 登録区分 設計住宅性能評価を行う者としての登録
新築住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
既存住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
- 住所 東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号
- 代表者 小名木 朝光

【関係条文】

○住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）

（評価の業務の義務）

第十五条 登録住宅性能評価機関は、評価の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅延なく、評価の業務を行わなければならない。

2 登録住宅性能評価機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準の適合する方法により評価の業務を行わなければならない。

（改善命令）

第二十一条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録住宅性能評価機関に対し、評価の業務を行うべきこと又は評価の業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（検査、報告等）

第二十二条 国土交通大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録住宅性能評価機関に対し評価の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録住宅性能評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。